

庄司順一		庄司順一	Q&A 里親養育を知るための基礎知識 (第2版)	明石書店	東京	2009	
岡本正子 薬師寺順子	子ども虐待を捉える基本的視点	岡本正子 二井仁美 森 実	教員のための子ども虐待理解と対応	生活書院	東京	2009	11-51
庄司順一		庄司順一	保育の周辺: 子どもの発達と心理と環境をめぐる30章	明石書店	東京	2008	
庄司順一	アタッチメント研究前史	庄司順一 奥山真紀子 久保田まり	アタッチメント: 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐる	明石書店	東京	2008	11-41
庄司順一	わが国における社会的養護とアタッチメント理論	庄司順一 奥山真紀子 久保田まり	アタッチメント: 子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐる	明石書店	東京	2008	92-121
庄司順一		マシュー・コルトン マーガレット・ウイリアムズ 庄司順一監訳	世界のフォスターケア	明石書店	東京	2008	
庄司順一	社会的養護のもとに育つ子どもたち (巻頭特集)	日本子ども家庭総合研究所	日本子ども資料年鑑 2009	KTC 中央出版	東京	2008	17-26
庄司順一	小児の精神保健	高野 陽 柳川 洋 加藤忠明	母子保健マニュアル改訂6版	南山堂	東京	2008	177-186
岡本正子	子ども虐待の通告と介入	本間博彰 小野善郎	子ども虐待と関連する精神障害	中山書店	東京	2008	250-261

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
山本恒雄	子ども虐待とチーム援助	児童心理 臨時増刊	927	99-104	2011
山本恒雄	日本における子どもの性的虐待についての現状と課題	子ども虐待の予防とケアのすべて 追録	15	261-266	2011
岡本正子他	学校における性的虐待発見状況と性的虐待の予防・対応に関する教員の意識—大阪府内の中学校・高等学校の養護教諭、家庭科教諭、保健体育科教諭を中心とした調査を通して—	大阪教育大学紀要、第IV部門	59(2)	93-114	2011
岡本正子	子育て不安が子ども虐待を引き起こす?—児童精神科医師の立場から	教育実践研究	5	113-126	2011
山本恒雄他	医療ネグレクト	小児科	51(4)	477-485	2010
山本恒雄	児童福祉の現場における医療ネグレクトの実態と課題	子どもの虐待とネグレクト	12(3)	345-353	2010
山本恒雄	性的虐待対応に必要な知識と留意点・穏やかに、しかし確実に、子どもの安全を確保する責任が私たちにある	育ちと臨床	8	106-113	2010
山本恒雄	日本における性的虐待の実態と対応の現状	子どもの虹情報研修センター紀要	8	56-78	2010
山本恒雄	児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究:保護者援助手法の効果、妥当性、評価、適応に関する実証的研究	日本子ども家庭総合研究所紀要	46	177-230	2010
山本恒雄 新納拓爾	DV 問題に関連する児童虐待相談およびその通告に関する調査研究:警察、婦人相談所と児童相談所の連携における課題について	日本子ども家庭総合研究所紀要	46	265-288	2010
山田由佳子 岡本正子他	乳幼児の子育て環境調査—吹田市の場合—	生活文化研究	49	41-72	2010
柳澤正義	「健やか親子 21」をめぐって	東京小児科医会報	28(2)	35-37	2009

山本恒雄	学校における児童虐待の対応保健室と養護教諭のために	あゆみ	54	40-42	2009
庄司順一	社会的養護体制のこれまでとこれから	小児の精神と神経	49(1)	11-16	2009
庄司順一	養育里親研修について	里親と子ども	4	102-106	2009
有村大士 庄司順一他	地域の里親会活動の現状	里親と子ども	4	22-25	2009
庄司順一	里親制度の展望	月刊少年育成	54(11)	20-27	2009
庄司順一	子どもの心理と医療処置	日本臨床麻酔学会誌	29(7)	764-769	2009
小山 修 庄司順一他	家庭的保育のあり方に関する調査研究(3)	日本子ども家庭総合研究所紀要	45	85-91	2009
田吹和美 岡本正子他	高等学校における児童虐待予防教育の視点から見た家庭科教育—生徒意識調査を踏まえて	生活文化研究	48	65-78	2009
柳澤正義	子ども虐待をめぐって	小児科臨床	61(11)	2190-2193	2008
柳澤正義	子育て支援対策	小児科診療	71(11)	1953-1956	2008
柳澤正義	成育医療の展望	総合臨床	57(7)	1995-1996	2008
玉井邦夫	発達障害と虐待状況が絡み合う事例への授助	発達障害研究	30(2)	102-110	2008
庄司順一	子どもに対する母親の絆	子ども虐待とネグレクト	10(3)	315-321	2008
庄司順一	親族里親制度とは	里親と子ども	3	101-107	2008
庄司順一	わが国の里親制度の現状と課題	教育と医学	56(7)	672-679	2008
庄司順一	児童虐待の現状とその防止等のための課題	犯罪と非行	156	144-166	2008

その他

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
柳澤正義	子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 21 年度 分担研究報告書	1-13	2010
玉井邦夫	学校現場での性的虐待事例への遭遇状況と教員の性的虐待をめぐる認識に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 21 年度 分担研究報告書	15-60	2010
山本恒雄他	児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 21 年度 分担研究報告書	61-98	2010
山本恒雄他	児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2009 年度試行版（素案）	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 21 年度 分担研究報告書	99-220	2010
庄司順一 山本恒雄他	性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 21 年度 分担研究報告書	221-247	2010
岡本正子 八木修司 山本恒雄他	性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 21 年度 分担研究報告書	249-351	2010

岡本正子他	性的虐待を受けた子どもへの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 21 年度 分担研究報告書	249-351	2010
岡本正子 八木修司 山本恒雄他	性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン【試案】	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 21 年度 分担研究報告書	353-444	2010
岡本正子他	性的虐待を受けた子どもと家族への援助枠組みの研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業）子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究（研究代表者 高橋重宏）	平成 21 年度 分担研究報告書	123-132	2010
山本恒雄	児童相談所と対峙する保護者への対応ガイドライン	一時保護におけるにおける関係性と保護者への対応	平成 21 年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書	9-18	2010
山本恒雄	児童相談所の措置をめぐる紛争事例の研究	児童相談所の措置をめぐる紛争事例の研究	平成 21 年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書		2010
山本恒雄	児童相談所と対峙する保護者への対応ガイドライン	一時保護におけるにおける関係性と保護者への対応	平成 21 年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書	9-18	2010
山本恒雄	児童相談所の措置をめぐる紛争事例の研究	児童相談所の措置をめぐる紛争事例の研究	平成 21 年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書		2010

山本恒雄	医療ネグレクト対応手引き	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業）医療ネグレクトにおける医療・福祉・司法が連携した対応のあり方に関する研究（研究代表者 宮本信也）	平成 21 年度 分担研究報告書	49-94	2010
山本恒雄	医療ネグレクト相談についての児童相談所における対応について	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業）医療ネグレクトにおける医療・福祉・司法が連携した対応のあり方に関する研究（研究代表者 宮本信也）	平成 21 年度 分担研究報告書	31-48	2010
柳澤正義	子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 20 年度 総括研究報告書	1-13	2009
玉井邦夫 山本恒雄	教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 20 年度 分担研究報告書	15-30	2009
山本恒雄他	児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 20 年度 分担研究報告書	31-82	2009
庄司順一 山本恒雄他	性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 20 年度 分担研究報告書	83-107	2009

岡本正子 八木修二 山本恒雄他	性的虐待を受けた子ども の中長期的ケアの実態と そのあり方に関する研究	厚生労働科学研究（政策科 学総合研究事業（政策科学 推進研究事業））子どもへ の性的虐待の予防・対応・ ケアに関する研究（研究代 表者 柳澤正義）	平成20年度 分担研究報 告書	109-136	2009
岡本正子 山本恒雄	性的虐待を受けた子ども と家族へのケア及び援助 枠組みに関する研究	厚生労働科学研究（政策科 学総合研究事業）子ども家 庭福祉分野における家族 支援のあり方に関する総 合的研究（研究代表者 高 橋重宏）	平成20年度 分担研究報 告書	141-177	2009
山本恒雄	医療ネグレクトについて の児童相談所における実 態調査・事例分析	厚生労働科学研究（政策科 学総合研究事業）医療ネグ レクトにおける医療・福 祉・司法が連携した対応の あり方に関する研究（研究 代表者 宮本信也）	平成20年度 分担研究報 告書	29-51	2009
山本恒雄	児童心理司の業務のあり 方に関する調査研究	こども未来財団	平成20年度 児童関連サ ービス調査 研究事業報 告書	59-71	2009
庄司順一	施設から里親への円滑な 移行と里親支援のあり方 に関する研究	こども未来財団	平成20年度 児童関連サ ービス調査 研究等事業 報告書		2009
柳澤正義	子どもの心の診療に携わ る専門的人材の育成に関 する研究	厚生労働科学研究（子ども 家庭総合研究事業）子ども の心の診療に携わる専門 的人材の育成に関する研 究（研究代表者 柳澤正 義）	平成19年度 総括研究報 告書	1-14	2008
柳澤正義	子どもの心の診療に携わ る専門的人材の育成に関 する研究	厚生労働科学研究（子ども 家庭総合研究事業）子ども の心の診療に携わる専門 的人材の育成に関する研 究（研究代表者 柳澤正 義）	平成17-19 年度総合研 究報告書	1-25	2008

庄司順一他	子どもの心の診療に携わるコメディカル・スタッフの育成に関する研究	厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）子どもの心の診療に携わる専門的人材の育成に関する研究（研究代表者 柳澤正義）	平成 19 年度 分担研究報告書	135-163	2008
岡本正子 八木修司	性的虐待への介入及び虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する調査研究	子ども未来財団	平成 19 年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書	1-91	2008
岡本正子	性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン＜児童養護施設版＞	子ども未来財団	平成 19 年度 児童関連サービス調査研究事業報告書	1-42	2008
岡本正子	性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業）子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する研究（研究代表者 高橋重宏）	平成 19 年度 分担研究報告書	161-182	2008
山本恒雄（訳）	性的虐待からの回復のための子ども支援：親のための手引き	厚生労働科学研究（政策科学総合研究事業）子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する研究（研究代表者 高橋重宏）	平成 19 年度 分担研究報告書	187-199	2008



### Ⅲ. 資 料

## 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン

2011 年版

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))  
「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究(研究分担者 山本恒雄)  
性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究(研究分担者 (故)庄司順一)

- 本ガイドラインは現行法制下での実務を前提に作成されている。
- 本編はガイドラインであってルール(規則)ではない。各現場の実務においては、それぞれの機関の状況、社会資源の整備状況等を考慮し、本ガイドライン、別冊参考情報等を元に、より適合した実施ガイドラインを作成しても構わないと考えている。またこのガイドラインが提示する課題を、いくつかの段階に分けて目標実施することも考えられる。
- 本ガイドラインは、2009年度試行版、37自治体を中心とした実務経験からのモニターフィードバック、各児童相談所への諸調査を元に作成された。ここに関係各位に深く感謝申し上げる。
- 被害確認面接の詳細部分については一定の研修・訓練を経た場合にのみ提供される。
- 初期被害調査面接の詳細部分についても一定の研修・訓練を経た実務者にのみ提供された部分がある。
- 本ガイドラインは2011年3月の時点の到達成果を示すものであり、今後の各地の実務経験、法制度の変更、研究調査情報等を反映して今後とも加筆・修正される性質のものとする。

目次

はじめに:このガイドラインについて (v)

児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2011 年による対応フロー概要図 (vi)

呼称、用語の確認 (vii)

◆性的虐待の基本的理解 (p.1)

1. 性的虐待の特殊性の理解 (p.2)

◆性的虐待の発見 (p.3)

2. 初期対応:性的虐待の発見 (p.4)

[1]性的虐待相談の発端 (p.4)

1)子ども本人からの相談 (p.4)

2)保護者からの相談 (p.6)

3)関係機関からの相談・通告 (p.9)

4)近隣、親族からの相談・通告、直接子どもに関わる人からの相談・通告 (p.12)

◆性的虐待の疑いとは (p.13)

[2]性的虐待・性暴力被害を疑わせる事柄とは (p.14)

1)明らかな性的虐待・性暴力被害 (p.14)

2)性的虐待・性暴力被害の疑い 1 (p.14)

3)性的虐待・性暴力被害の疑い 2 (p.14)

4)子どもの行動からの疑い (p.15)

5)性的虐待の目撃・問題事実 (p.15)

[3]通告要件 (p.16)

◆通告受理からの初期対応 (p.17)

3. 通告 (p.18)

[1]通告の受理対応 (p.18)

◆初期被害調査と初期被害調査面接 (p.19)

4. 子どもからの初期被害調査 (p.20)

[1]初期調査面接の焦点 (p.20)

1)初期調査における手順 (p.20)

【追加的事項】 (p.20)

[2]通告受理直後の児童相談所による初期調査の留意点 (p.21)

[3]子どもへの初期被害調査面接の基本的留意点 (p.22)

1)子どものペースを尊重しながら丁寧に話を聞く (p.22)

2)性的虐待について話す子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解すること (p.22)

3)『二次的被害』の危険性に注意すること (p.22)

4)秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること (p.23)

5)子どもの話を聞く際の補助的道具(描画など)について (p.23)

6)子どもの意向を聞きながら、予想される今後の展開を子どもに説明すること (p.24)

7)子どもからの告白が無い通告の初期調査について (p.24)

[4]子どもへの初期被害調査面接の手順(概要) (p.25)

- 1) 面接の時間設定 何時までに終えないといけないか (p.25)
- 2) 面接の事前組み立て (p.25)
- 3) 初期被害調査面接の実施内容 (p.25)

◆一時保護の実施 (p.27)

5. 一時保護の要否判断と初期被害調査の対応 (p.28)

[1]一時保護の要否判断 (p.28)

- 1) 基本的姿勢 (p.28)
- 2) 子どもへの安全についての調査と調査保護の判断・決定 (p.28)
- 3) 子どもへの一時保護の告知 (p.29)
- 4) 保護しない場合の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認 (p.30)
- 5) 子どもが被害を否認、あるいは開示撤回(告白撤回)した場合の今後の援助窓口の呈示と安全確認 (p.30)
- 6) 子どもへの一時保護の時点で非加害保護者と接触する場合 (p.31)

6. 子どもへの保護の実施と保護者・親権者への一時保護の告知 (p.32)

[1]一時保護の経過説明に関する通告者、通告機関の立場 (p.32)

[2]親権者・保護者への一時保護の告知 (p.34)

- 1) 一時保護の告知事項 (p.35)
- 2) 一時保護についての告知面接の留意事項 (p.36)

◆非加害保護者へのアプローチ (p.37)

7. 非加害者である保護者への関わり (p.38)

[1]非加害保護者についての基本的理解 (p.38)

- 1) 子どもへの支援者としての非加害保護者の重要性 (p.38)
- 2) 第二の被害者としての非加害保護者 (p.38)
- 3) 子どもへの安全の責任者としての非加害保護者 (p.38)
- 4) 非加害保護者の評価と支援 (p.38)

[2]非加害保護者との初期接触での留意点 (p.39)

- 1) 加害を疑われる人物とは分離した接点の確保 (p.39)
- 2) 虐待の事実の告知と問題の認知状況、非加害保護者自身への評価 (p.39)
- 3) 加害者との関係、加害者から受ける影響 (p.39)
- 4) 今後の支援のための情報提供と協力要請 (p.39)
- 5) 継続的な接触とサポートの提供 (p.40)

◆虐待を疑われる人物との接触 (p.41)

8. 虐待者・加害行為を疑われる人物との面接(虐待事実の確認・告知) (p.42)

◆一時保護所での援助 (p.43)

9. 一時保護後の子どもへの援助 :被害確認作業まで (p.44)

[1]一時保護後の子どもの反応と対応 (p.44)

- 1) 初頭緊張と過剰適応への配慮と見守り (p.44)
- 2) 個別の担当者への設定・定期的・定点的な担当者の面会によるサポート (p.44)
- 3) 性加害傾向児からの被害の阻止 (p.45)

- 4) 解離性の性的表現への注意 (p.45)
- 5) 黙っていられなくなる子ども (p.45)
- 6) 行動観察と援助ニーズの見極め (p.46)
- 7) 一時保護の安全感の受け止め (p.46)
- [2] 子どもの性的被害事実の確認に関する援助 (p.47)
  - 1) 性的虐待の被害(事実)確認面接へのサポート (p.47)
  - 2) 身体医学診察設定へのサポート (p.47)
- ◆被害(事実)確認面接の実施 (p.49)
- 10. 子どもの性暴力被害についての被害(事実)確認面接 (forensic interview)の実施 (p.50)
  - [1] forensic interview の定義と呼称、児童福祉における被害(事実)確認面接 (p.50)
  - [2] forensic interview の実施: 性的虐待の被害(事実)確認面接の設定と対象 (p.51)
  - [3] 誰が被害(事実)確認面接を担当するか (p.51)
    - 1) 職種 (p.51)
    - 2) 面接者と対応チームスタッフ (p.51)
    - 3) チーム対応におけるバックスタッフの設定と要件 (p.52)
    - 4) 面接者の性別 (p.52)
    - 5) 注意すべき特殊な例: 治療中、指導中の発覚対応について (p.53)
  - [4] 被害(事実)確認面接の目的は被害を追及し真実を暴くことではない (p.54)
  - [5] 法的な立証性に焦点づけられた面接が確保すること (p.54)
  - [6] 被害事実の確認作業はそれに続く対応・対策の整備が欠かせない (p.54)
- ◆医学診察の実施 (p.55)
- 11. 子どもの性的虐待についての身体医学的診察 (p.56)
  - [1] 身体医学的な診察(虐待認定のための診察)の理由と目的 (p.56)
  - [2] 身体医学的診察と治療援助上の意味 (p.56)
  - [3] 診察の対象事項 (p.57)
  - [4] 診察を担当する医師 (p.57)
  - [5] 子どもが妊娠していた場合 (p.57)
- ◆周辺調査とソーシャル・ワーク (p.59)
- 12. 性的虐待通告事例における周辺調査とソーシャル・ワーク (p.60)
  - [1] 性的虐待事例における2段階の周辺調査とアセスメント (p.61)
    - 1) 通告を受理した直後の調査 (p.61)
    - 2) 子どもからの何らかの被害確認を取った後の調査 (p.62)
  - [2] きょうだい・親族への調査 (p.63)
    - 1) 同居家族への調査 (p.63)
    - 2) 同居していない親族等への調査 (p.63)
    - 3) きょうだい・親族への調査が与える影響とその関わりの視点 (p.63)
  - [3] 法的対応への準備 (p.64)
- ◆一時保護した子どもへの支援 (p.65)
- 13. 一時保護した後の子どもへの援助: 援助方針の検討・決定 (p.66)
  - [1] 子どもの生活場面での安定と援助課題の見極め (p.66)

[2]子どもと家族の接点 非加害保護者との接触 (p.67)

- 1) 非加害保護者が子どもの被害事実、子どもの証言に懐疑的・否定的である場合 (p.67)
- 2) 非加害保護者が子どもの性的被害は信用しているが、保護者自身のショックが強い場合 (p.68)
- 3) 非加害保護者が子どもの性的虐待を受け止め、子どもの立場で考えようとしている場合 (p.69)
- 4) 保護者以外の親族と子どもの接触 (p.69)
- 5) 虐待加害者の動向 (p.70)

[3]子どもへの援助課題、援助方針のアセスメント (p.70)

◆子どものケア (p.71)

14. 子どもへの援助の基本的視点 (p.72)

- [1]トラウマ性の問題と治療・ケア (p.73)
- [2]低い自己イメージへの対処 (p.74)
- [3]性的行動の再現性への対応 (p.74)
- [4]正常な性的発達を促進する (p.74)
- [5]子どもが抱く非加害保護者、家族、加害者への感情のサポートと長期の援助 (p.75)

◆保護者への対応 (p.77)

15. 保護者対応、指導・ケア (p.78)

- [1]性的虐待が疑われる保護者への対応と指導 (p.78)
- [2]非加害保護者へのケアと子どもへの支援の方向づけ (p.80)

◆法的対応に関すること (p.81)

16. 児童福祉審議会、家裁への申立て 行政不服審査請求への対応等 (p.82)

- [1]子どもの分離保護と加害者排除の必要性 (p.82)
- [2]被害調査、被害(事実)確認面接の記録の扱いについて (p.83)

17. 刑事事件としての取り扱い (p.83)

◆家庭内性暴力被害への対応 (p.85)

18. きょうだいに加害者の場合 (p.86)

19. 保護者、きょうだい以外の加害者による家庭内性的虐待への対応について (p.86)

◆他の相談対応中の被害発覚 (p.87)

20. 別件での施設入所後や他の相談対応中に発覚した性的虐待への対応 (p.88)

- [1]他の相談対応中の性的虐待の発覚への対応 (p.88)
- [2]子どもからの被害告白への対応と被害告白の意味 (p.88)
- [3]子どもが施設入所中の場合の性的虐待の発覚対応 (p.89)
  - 1) 子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認 (p.89)
  - 2) 施設入所中の子どもへの初期調査の評価と安全の確保 (p.89)
  - 3) 施設入所中の子どもの別件での援助途中での発覚対応の留意点 (p.89)
- [4]子どもが在宅の場合の性的虐待の途中発覚について (p.92)
  - 1) 在宅の途中発覚の場合の子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認 (p.92)
  - 2) 在宅の途中発覚の場合の子どもの初期調査の評価と安全の確保 (p.93)
  - 3) 別件で相談中の在宅の子どもの援助途中に性的虐待の発覚があった場合の留意点 (p.93)

はじめに:このガイドラインについて

本ガイドラインは、性的虐待、子どもの家庭内性暴力被害への対応についての児童相談所における通告受理からの初期対応の実務に資することを旨として作成された。

児童相談所における性的虐待対応については、平成21年3月31日の厚生労働省通知によって改正更新された「子ども虐待対応の手引き」に実務上の留意点等が記載されており、これは現在の児童相談所の対応の基本を示している。本ガイドラインはこれに追加して、より具体的な対応の強化・充実を図ることを目指すガイドラインとして作成された。

本ガイドラインは平成21(2009)年に本研究班が作成したガイドライン試行版を元に、平成21(2009)年9月から平成23(2011)年2月までの間に実施された合計37自治体でのモニターフィードバックや意見と情報提供、および全国児童相談所からのアンケート調査意見等を参考に作成した。

本ガイドラインは実務上の適用において以下の要件を前提として想定している。

- ① 本ガイドラインは2011年3月時点での情報提示である。実務においては、さらに各地の実施状況を踏まえながら、適宜、新たな課題整理、情報共有を通じて追加・修正・更新を続ける必要がある。
- ② 本ガイドラインは2009年試行版とこれまでの研究調査、各地での研修、実務現場の情報等を元に、以下のように内容を区分した。

「基本的事項」 : 実務上、重要で基本的とみなされる要件を「基本的事項」とした。  
「基本的事項」は実務において必須と考えられる内容であり、対応実施上、優先順位の高い要件である。本ガイドラインの大半部分を占める。

「追加的事項」 : 「基本的事項」の確認の上で、各現場の状況、社会資源、体制等の条件に照らして部分的な追加事項、実施については段階的なを設定によって対応すべき要件等を「追加的事項」とした。

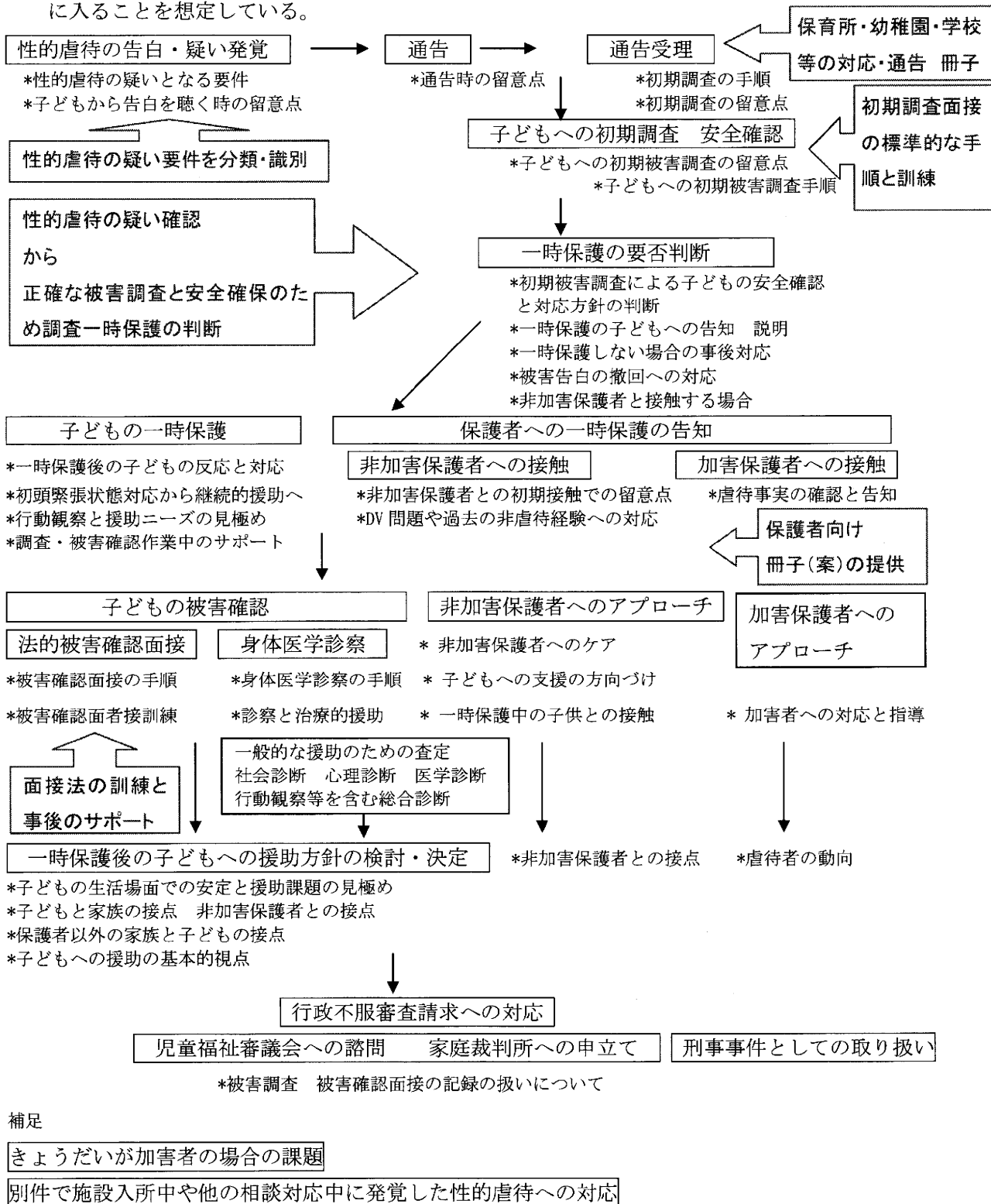
「参考情報(別冊)」 : 児童相談所の対応に関連する関係機関向けの情報や各現場からの質問や要請に応じて提供してきた資料・情報のうち、ガイドラインと共に提供することが有用とみられる情報を「参考情報」とした。なお、本ガイドライン作成にあたっては全国児童相談所を対象とした調査や各自治体で実施した研修時のアンケート調査等が重要な基礎資料となっている。これらについては各年度の本研究の研究報告書を参照されたい。(各児童相談所には送付)

- ③ 各自治体におけるガイドラインの実施体制の整備等については、それぞれの現場の実態に合わせた協議・確認によって進めることが必要である。本研究班の報告書においても呈示しているが、現場での情報共有や準備研修、面接トレーニングの実施、実務上のコンサルテーションや研修のフォローアップ、実施経過の振り返りと情報集約などについては、一連の一体的な作業によって各現場がサポートされることが望ましい。
- ④ 本ガイドライン策定に関する作業は、本研究班の活動期日:平成23年3月末で閉止する。
- ⑤ 以後の研修のサポートやフォローアップ体制等については別途の検討課題とする。



「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2011年」による対応フロー概要図

- 対応の概要図 事項 の下の \* の項目はガイドラインの代表的な項目を提示。
- [ ] → はこのガイドラインの特徴的なポイントや試行実施における研修などの情報を補足。
- これらは標準的なガイドラインの手順である。
- 実施にあたっては各実施場所において実務的な手順の確認、必要な追加・修正を行った上で実施に入ることを想定している。



## 呼称、用語の確認

本手引きにおいては概ね以下のように呼称、用語を確認し使用する。

### 1) 子どもの被害に関する記述

#### ① 家庭内性暴力被害、及び、家庭内性暴力被害の疑い

初動対応をはじめ、家庭内での性暴力からの子どもの安全とその対策に焦点化した対応を取り扱う際の概念と呼称。法的な定義における加害者の特定による「性的虐待」、保護者・監護者の「ネグレクト」、その他の「性犯罪被害」に分類する前の段階、あるいはより全般的・一般的呼称として用いる。

#### ② 性的虐待、及び、性的虐待の疑い

児童虐待防止法第2条の規定による性的虐待、およびその疑いを指す。

ただし、一般的にはより広義の①に類する事柄を含めて性的虐待と呼ぶことがあり、これは児童虐待防止法第3条の規定によって、より広義の子どもの性暴力被害を性的虐待と呼ぶことも許容されると解される。児童相談所現場での言葉の使用として、性的虐待を児童虐待防止法第2条の規定に厳密に従うなら①と②を使い分ける必要がある。

#### ③ 性犯罪被害、性的暴力被害 およびその疑い

①、②に当たらない、明らかな第三者による性暴力被害は性犯罪被害と呼ぶ。ただし、監護責任者の子どもへの保護責任が伴うような家庭内での性暴力被害や加害者の特定が無い状態での誰かからの子どもの生活圏内での性暴力被害は①に類する被害として児童福祉法上は扱うことも想定される。また、子どもへの性暴力被害全般を性的虐待も含めて性犯罪被害や性的暴力被害と呼ぶこともある。なお性犯罪被害については田口(2009)による「性犯罪の定義」\*に基づく性犯罪の被害者とする。

\*田口(2009)による性犯罪の定義

「性犯罪とは、身体的かつまたは心理的な性的被害を与える行為であり、被害を受けた人がその被害を認識する必要はなく、加害者に性的な目的があれば行為自体に性的内容がともなう必要もない。」

(田口真二 2009 性犯罪の行動科学 北大路書房 p.2)

本手引きでは原則的に「性的虐待」「家庭内性暴力」を主たる用語として用いる。厳密に意味を使い分ける必要がある場合には①～③の原則に応じて言葉の使用に配慮しているが、上記記述にもあるように、一般的な使用法には相互の広義・狭義の重複があり、常に厳密に使い分けが通用しているわけではないので、ある範囲内での柔軟な使用を許容している。

## 2) 子どもの性的暴力被害に関する調査面接、事情聴取の分類と呼称について

ガイドランの各部分でその分類と呼称の詳細が記載されているのでここではその呼称区分の概要のみ提示する。

- ① 被害調査面接  
通告に続く児童相談所の初期対応で家庭内性暴力被害の疑いを確認し、子どもの安全確保と調査のための一時保護の要否を判断するための面接。本ガイドラインで新たに定義しその区分と手法を提案する。
- ② 被害(事実)確認面接  
児童福祉法上の子どもの保護、親権に対する分離介入の必要性に関する、性的な被害事実の確認のための法的な立証性に配慮した事情聴取面接。欧米での forensic interview の児童福祉領域での適用に当たり、基本的にその手法を適用する。ただし、ビデオ録画やチームによるバックアップ等を含めた詳細は日本では未確立であり、技術訓練についても個別的な民間のいくつかの試みに限られている。これまで「司法面接」と訳され、呼ばれてきた経過もあるが、今回のガイドラインの策定において、「(法的)被害(事実)確認面接」と定義し、その区分と手法の確立を提案する。
- ③ 司法面接 (forensic interview)  
今後、警察・検察が事件捜査として被害・加害の事実確認、法的な立証性において forensic interview の手法に従った面接を実施する場合を想定した呼称。実際の刑事捜査においては欧米の forensic interview が条件とする1回きりの面接や児童福祉機関との合同実施、録画とワンウェイ・ミラー越しのチームバックアップなどは現行体制では要件となっていない。この区分と名称は、本ガイドライン独自の分類提案の段階である。
- ④ 医療診察における問診  
法的な立証性を確保した、子どもの性暴力被害の医療診察が欧米では専門領域として確立されている。日本では子どもへの問診を含む手法は未確立である。  
実務上はいくつかの児童福祉現場で性暴力被害についての医療診察が実施されており、これを刑事捜査上の証拠保全を含む診察と統一すべきか、児童福祉領域の問診・診察とすべきかについては未整理だが、子どもへの医療診察とそれにおける問診が重要な課題であることは明らかであるため、本ガイドラインでは医療診察における問診を医療診察における forensic interview にあたる領域として区分して取り上げた。

# 性的虐待の基本的理解

性的虐待が他の虐待と異なっている特徴について